

平成25年第2回  
笠置町議会定例会会議録  
(第1号)

平成25年6月12日

京都府相楽郡笠置町議会

平成25年第2回（定例会）  
笠置町議会 会議録（第1号）

招集年月日	平成25年6月12日 水曜日						
招集場所	笠置町議会議場						
開閉の日時 及び宣告者	開 会	平成25年6月12日 9時30分			議長	西岡良祐	
	閉 会	平成25年6月12日 14時00分			議長	西岡良祐	
応（不応）招 議員及び 出席並びに 欠席議員	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠	出席 8名 欠席 0名
	1	田中良三	○	5	瀧口一弥	○	
	2	向出 健	○	6	石田春子	○	
	3	大倉 博	○	7	杉岡義信	○	
	4	西村典夫	○	8	西岡良祐	○	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 出席した者 の職氏名	職	氏 名	出欠	職	氏 名	出欠	出席 6名 欠席 0名
	町 長	松本 勇	○	建設産業 課 長	川西隆次	○	
	総務財政 課 長	田中義信	○	同和対策 室 長	増田好宏	○	
	企画観光 課 長	山本和宏	○	住民課長	東 達廣	○	
職務のため 出席した者 の職氏名	議会事務 局 長	藤田利則	○	総務財政 課長補佐	前田早知子	○	
会 議 録 署名議員	5 番	瀧 口 一 弥		6 番	石 田 春 子		
議 事 日 程	別紙のとおり						
会 議 に 付した事件	別紙のとおり						
会 議 の 経 過	別紙のとおり						

# 平成25年第2回笠置町議会会議録

平成25年6月12日～平成25年6月20日 会期9日間

議 事 日 程 (第1号)

平成25年6月12日 午前9時30分開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 報告第1号 平成24年度笠置町繰越明許費繰越計算書報告の件
- 第5 承認第1号 笠置町税条例一部改正に伴う専決処分の承認を求める件
- 第6 承認第2号 笠置町国民健康保険税条例一部改正に伴う専決処分の承認を求める件
- 第7 請願第1号 子どもの医療費無料化の制度を中学卒業まで延長を求める請願書の件
- 第8 議案第25号 笠置町子ども・子育て会議条例の制定の件
- 第9 議案第26号 笠置町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定の件
- 第10 議案第27号 笠置町高度情報ネットワーク施設の設置に関する条例一部改正の件
- 第11 議案第28号 笠置町国民健康保険税条例一部改正の件
- 第12 議案第29号 笠置町福祉医療費の支給に関する条例一部改正の件
- 第13 議案第30号 笠置町児童医療費の支給に関する条例一部改正の件
- 第14 議案第31号 平成25年度笠置町一般会計補正予算(第1号)の件

開 会 午前9時30分

議長（西岡良祐君） 皆さん、おはようございます。

梅雨入りの宣言が出された中、連日、強い日差しが照りつけておりましたが、ここに来てようやく梅雨らしい天気になってまいりました。

本日、ここに平成25年6月第2回笠置町議会定例会が招集されましたところ、御出席いただきましてありがとうございます。

本定例会に提案されます案件について慎重な御審議をいただくとともに、議会運営に格別の御協力を賜りますようお願い申し上げ、開会の挨拶といたします。

ただいまから平成25年6月第2回笠置町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

---

議長（西岡良祐君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、5番議員、瀧口一弥君及び6番議員、石田春子君を指名いたします。

---

議長（西岡良祐君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月20日までの9日間としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（西岡良祐君） 異議なしと認めます。会期は本日から6月20日までの9日間に決定いたしました。

---

議長（西岡良祐君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議会報告を行います。

5月23日、議会広報発行の準備のため、南山城村議会広報委員会に視察研修を行いました。4名の議員が参加いたしております。

5月27日より29日まで、東京で町村議会議長研修会が開催されまして、出席いたしました。地域の自主性及び自立性の高まりが求められている現在、住民の代表機関である地方議会の果たすべき役割と責任は、格段に重要になっております。そのような中、町村議会に

においては、分権時代に対応した活性化方策や議会が果たす役割の重要性を再認識し、一層の活性化に資することの研修会でありました。それに伴いまして、議会会議規則第121条の規定によりまして議員派遣を行いました。

以上で議会報告といたします。

次に、町長から行政報告の申し出がありました。これを許します。町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 皆さん、おはようございます。

本日、平成25年6月定例会を招集いたしましたところ、議員各位には全員の御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、笠置のような小規模自治体にとりましては、自主財源の乏しい中、さまざまな行政課題に取り組みながら、事業の運営につき創意と工夫を凝らし懸命な努力を重ねてまいりました。最大の課題といたしまして、少子高齢化の進展、また地域経済の停滞、過疎化の進展等の解消に向かって、行政の合理化、地域の振興対策を強く推進する必要があります。国政においては、新しい指導者のもと、経済対策、防災、福祉等の問題を強い指導力で導かれることを強く期待するものでございます。

それでは、4月以降の諸般の報告を申し上げます。

4月1日、教職員の離任式が午前中、着任式が午後、和東町の体験交流センターで行われました。

4月5日、相楽東部広域連合臨時会が和東体験交流センターで、4月7日、笠置町桜まつり、消防団任命式が産業振興会館で、4月15日、知事と市町村長会議が京都市の平安会館で、5月10日、京都府各部長との意見交換会が京都市内、平安会館で行われました。

5月21日、中部消防組合臨時議会が中部消防署、5月23日、山城病院臨時会が山城病院で、5月24日、広域事務組合議会が大谷処理場で、部落解放・人権政策確立要求山城実行委員会が加茂文化センターで、木津防犯協会の総会が奈良のホテル日航で、それぞれ行われました。

5月27日、山城病院看護師処遇改善委員会が山城病院で、5月28日、土地改良連盟相楽地区総会が精華町役場において、6月3日、加茂・笠置組合臨時会が木津川市役所で、それぞれ行われました。

以上でございますが、なお、本議会に提案させていただきます案件は、報告案件1件、承認案件2件、議事案件7件でございます。よろしく御審議を賜り、原案御可決賜りますようお願いを申し上げます。

諸般の報告といたします。

議長（西岡良祐君） これで諸般の報告を終わります。

---

議長（西岡良祐君） 日程第4、報告第1号、平成24年度笠置町繰越明許費繰越計算書報告の件について、町長からの行政報告の申し出がありました。これを許します。町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 報告第1号、平成24年度笠置町繰越明許費繰越計算書について提案理由を御説明申し上げます。

今回の繰越計算書につきましては、社会資本整備総合交付金に係る事業の繰越明許費を地方自治法施行令第146条2項の規定により報告するものでございます。

事業名、翌年度繰越額等については、別紙のとおり、それぞれ掲載しておりますので、よろしく願いを申し上げます。

議長（西岡良祐君） これについて質疑はありますか。4番、西村典夫君。

4番（西村典夫君） 4番、西村です。3点、お聞きをします。

今現在、調査をされておりますが、いつごろ終わり、工事が始まるのはいつごろになるのか、1点お聞きします。また、調査をされ、予算の範囲でおさまればいいのですが、思う以上、補修、修理しなければいけない箇所が発生した場合、補正を組まれてまで取り組まれるのか、お聞きします。

また、町道については、各区から、長年の間、修理、補修の要望が上がってきております。これらの要望をぜひ尊重していただきたい。これらの3点をお聞きします。

議長（西岡良祐君） 建設産業課長。

建設産業課長（川西隆次君） おはようございます。ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、1点目で調査の予定ということでございますが、現在、調査をしております。3月議会でも御説明申し上げましたが、舗装の調査、のり面の調査、道路構造物の調査を含めてやっております。予定ということで、その3つの調査が終わるのが12月でございます。ただし、後の工事がありますので、舗装につきましては8月末、9月にはその結果を出せるようにということで現在調査をしております。その後に修繕工事を発注できるようにということを考えております。

それから、予算の範囲内におさまらなかったら、その補正はという質問でございましたけれども、基本的には、前も説明申し上げましたが、道路の維持修繕というのは今まではほとんど

国の補助がつかなかったもので、今回、大型補正ということで、危険なものは、調査をした上できっちりとしたデータベースをつくったものにつきましては、その中で国の補助がついてくるというふうな形になっております。それで、実際調査をやってみなければわからないところはあるんですけども、結果が出てからになるかと思いますが、とても今の想定した予算では、道路全体の調査をやっておりますので、足りないのではないかと現在考えております。今の調査でそのデータをきっちりつくりましたら、次年度以降につきましても、今の話によりますと国のほうの修理の補助をつけてくるのではないかという話をされていますので、恐らく間違いはないと思います。

それと、3つ目で町道について、各区から今までたくさん要望を出されていて、なかなか単費では修理ができなかったということでございますが、町道の範囲はもう全て調査の中になっていて、区民の皆さん、また役員の皆さん、私どもが見ても明らかに舗装が悪いというふうなところは、まず調査の中では修理が必要という結果になると思いますので、全体の調査でどういう工事の発注とかいうのが、また結果を見てから京都府とも相談しなければならないところがあるんですけども、できるだけ今まで長年にわたって要望いただいて聞いているところについては、少しでも早くできるようにと現在考えております。以上です。

議長（西岡良祐君） 西村典夫君。

4番（西村典夫君） 町道は、生活道路として非常に欠かせない道路であります。住みよいまちづくりのこれは基本だと考えております。この事業に、大いに皆さん、区も期待をされておりますので、よろしく願いをしておきます。

議長（西岡良祐君） これで行政報告を終わります。

---

議長（西岡良祐君） 日程第5、承認第1号、笠置町税条例一部改正に伴う専決処分の承認を求める件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 承認第1号、笠置町税条例一部改正に伴う専決処分の承認を求める件について提案理由を申し上げます。

地方税法の一部を改正する法律、平成25年法律第3号、地方税法施行令の一部を改正する政令、平成25年政令第107号及び地方税法施行規則の一部を改正する省令、平成25年総務省令第37号は、平成25年3月30日にそれぞれ公布され、原則として同年4月1日から施行されたことに伴い、関連する笠置町税条例の一部を改正する必要が生じま

したので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしましたので、今回提案させていただきます次第でございます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（西岡良祐君） それでは、議案の説明を求めます。総務財政課長。

総務財政課長（田中義信君） おはようございます。

それでは、笠置町税条例一部改正に伴う専決処分の承認を求める件について御説明をさせていただきます前に、1点誤字脱字がありましたので、訂正をお願いします。

11ページをお願いします。

第7条の3の2、その行の個人の村民税となっています。すみません、それは町に直していただきたいと思えます。訂正しておわび申し上げます。

それでは、今回の税条例の主な改正でございます。当町に該当するのが、現在の低金利の状況を踏まえ、延滞金についての率の引き下げ及び住宅借入金等の特別控除税額の期間の延長でございます。

それでは、新旧対照表に基づきまして御説明させていただきます。7ページをお願いします。

第54条の第5項でございます。これは、土地改良事業で仮換地等の指定があった場合の所有者のみなし規定から、独立行政法人森林総合研究所が行う一定の事業を削除するものでございます。これは25年4月1日からの施行となっております。

続きまして、8ページでございますけれども、第131条の第4項につきましても、先ほどの第54条第5号と同様の改正で、施行期日も25年4月1日でございます。

続きまして、9ページの附則の第3条の2、延滞金の割合等の特例ということで、これは先ほど申し上げましたとおり、現在の低金利の状況を踏まえ、事業者等の負担を軽減する観点から、延滞金の引き下げを行うものでございます。26年1月1日が施行日となっております。

続きまして、10ページでございます。同じく附則の第4条でございます。これは、延滞金の割合の見直しを行うための文言追加をしております。26年1月1日の施行でございます。

続いて、第4条の2、11ページでございます。租税特別措置法の改正に伴います引用条文の項の繰り下げを行っております。26年1月1日の施行でございます。

続きまして、第7条の3の2でございます。これも先ほど申し上げましたとおり、住宅借

入金等の特別控除税額の期間の延長及び引用条文の項の繰り下げで、施行日は27年1月1日となっております。

続きまして、12ページでございます。第10条の2でございます。これは、法の改正によりまして項の削除に伴う引用条文の項の繰り上げ等を行っております。25年4月1日が施行でございます。

続きまして、17条の2でございます。これも先ほどの租税特別措置法の改正に伴います条文の変更を行っております。26年1月1日でございます。

続きまして、第22条の2でございます。これは、東日本大震災に係ります被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長ということで、当町ではほとんど関係はないんですけれども、今回改正を行っております。これは、居住用家屋の敷地の譲渡に係る相続人に対する譲渡所得の課税の特例を創設しております。よって、全面改定を行っております。26年1月1日の施行でございます。

続きまして、14ページでございます。第3項につきましては、第22条の2の全面改定によりまして条の追加によりまして項の繰り下げと文言整理を行っております。第23条につきましては、法の改正による項の追加及び引用条文の繰り下げで、27年1月1日の施行となっております。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（西岡良祐君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西岡良祐君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西岡良祐君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。承認第1号、笠置町税条例一部改正に伴う専決処分  
の承認を求める件は、承認することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（西岡良祐君） 挙手全員です。したがって、承認第1号、笠置町税条例一部改正に伴う  
専決処分の承認を求める件は、承認することに決定いたしました。

---

議長（西岡良祐君） 日程第6、承認第2号、笠置町国民健康保険税条例一部改正に伴う専決

処分の承認を求める件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 承認第2号、笠置町国民健康保険税条例一部改正に伴う専決処分の承認を求める件について提案理由を御説明申し上げます。

地方税法の一部を改正する法律、平成25年、法律第3号地方税法施行令の一部を改正する政令、平成25年政令第107号及び地方税法施行規則の一部を改正する省令、平成25年総務省令第37号が、平成25年3月30日にそれぞれ公布されたことに伴い、所要の改正を地方税法第179条の規定により専決処分をし、平成25年3月31日付にて制定した次第でございます。施行日は平成25年4月1日でございます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（西岡良祐君） 議案の説明を求めます。住民課長。

住民課長（東 達廣君） 失礼いたします。

それでは、承認第2号、笠置町国民健康保険税条例一部改正に伴う専決処分の承認を求める件につきまして御説明申し上げます。

町税のほうと地方税法の改正の根拠は全く一緒でございますが、今回、国保税に係ります改正が大きく2点ございました。

まず、1点目は、後期高齢者医療制度ができたことによって、それまで国保税の軽減措置を受けていた世帯、これが5年間という時限がございましたが、今回、改正で恒久化されました。この改正につきましては、各保険者そのまま適用を受けますので、今回の条例改正、町の税条例は改正する必要はございません。

それから、もう一点は、後期高齢者医療制度ができたことによって、平等割、均等割がございます。世帯割のほうでございますが、1世帯につき係るお金につきましては、制度ができたことによって二重になってくる世帯がでてくる。それを緩和するために、5年間、それぞれの世帯割を半分にしようという制度が今動いているわけでございますが、さらにその5年間の後、3年間、半分の軽減よりも少ないですが、4分の1を軽減、継続しようというのが今回の税制改正で決定されたところでございます。この分につきましては、各町村、国保税は税額が違いますので、それぞれ保険者ごとに条例を定めていく必要がございます。

それでは、新旧対照表にて御説明申し上げます。ページは3ページでございます。

まず、5条の2で、基礎課税分の世帯割を軽減しましょうということで記載しております。今回、今までの5年間の特例措置の方は特定世帯という定義で位置づけておりましたが、そ

の後の3年間延長する世帯につきましては特定継続世帯という表現をすることといたしております。文言的にその定義を書いているわけでございます。

5条の2の中段から下を読みますと、及び特定継続世帯（特定同一世帯所得者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって、特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの）という定義がございまして、これ以外の世帯、これは通常の世界割2万3,000円でございます。それから、(2)で特定世帯、(略)で書いておりますが、これが2分の1を軽減する定義を既にしてしております。これは、略しております。今回、改めて定義するのは3号でございますが、(3)で特定継続世帯、これは4分の1を軽減しようということでございますので、定額の2万3,000円掛ける4分の3で1万7,250円という金額を定めているものでございます。

次の4ページに移らせていただきます。今は基礎課税分の方でございまして、第7条2で後期高齢者支援金の課税分の世界割の方を変更しております。金額は違いますが、説明は省かせていただきまして、(3)で特定継続世帯、5,250円を賦課するという定義をしております。それから、その次の23条、これは所得の額によりまして、所得の低い方は軽減しようという制度で、その種類に3つございまして、7割、5割、2割と、こういう3つがございまして、それぞれの分につきまして、世界割、基礎課税分と後期高齢者医療制度分の課税分につきまして、世界割をそれぞれこの減額についても適用しようというものでございます。

具体的には、5ページにまいりまして、イで基礎課税分、エで後期高齢者支援分の世界割をそれぞれ特定継続世帯という形で定義をいたしまして減額する金額を定めております。この23条では、減額する額を記載しているものでございます。この額を引いた額を課税するというふうなことになっております。

6ページは(2)号ですが、これが5割軽減世帯、今説明しました7割軽減世帯と同様のこと、イで基礎課税分、エで後期高齢者支援分を定義しております。

それから、7ページにいきまして、(3)号でございますが、これが2割軽減世帯の分、その(3)号のイで基礎課税分、エで後期高齢者支援分の世界割について、それぞれ定義してございます。

それから、最後に8ページにまいりまして、附則で文言の整理をしておるところでございます。

説明は以上でございます。

議長（西岡良祐君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西岡良祐君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西岡良祐君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。承認第2号、笠置町国民健康保険税条例一部改正に伴う専決処分の承認を求める件は、承認することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（西岡良祐君） 挙手全員です。したがって、承認第2号、笠置町国民健康保険税条例一部改正に伴う専決処分の承認を求める件は、承認することに決定いたしました。

---

議長（西岡良祐君） 日程第7、請願第1号、子どもの医療費無料化の制度を中学卒業まで延長を求める請願書の件を議題といたします。

この請願については、総合常任委員会に付託しております。

ただいまより、総合常任委員会委員長の報告を求めます。総合常任委員会委員長、西村典夫君。

総合常任委員長（西村典夫君） 常任委員会より報告をいたします。

24年12月議会に、現在の12歳までの子どもの医療費無料化の制度を15歳まで延長してくださいとの請願が提出をされました。この審議は、常任委員会に付託され、それを受けて、1月31日、5月10日の2回を開催いたしました。第1回目の委員会において、笠置町が一番大きな問題として抱える歯どめのかからない人口減少、少子化に対し、少しでも食いとめることのできる施策であると全員認識の一致をして、この請願の採択を決定いたしました。

25年9月からの実施となるため、係る予算は35万円であり、一般財源で対応していただけることになっておりますが、恒久的な制度としていくために年間これに係る予算60万円の確保が必要となります。このため、第2回目の委員会において、限られた財源の中でどうやってこの財源を確保していこうかという審議を行いました。その中で、町の単独事業、特化している事業などの削減、縮小を広く、薄く見直して財源を見出していこうという決定をしております。財源の確保に努めたいと考えております。

この請願については、採択と決定をいたしました。

以上、委員会報告といたします。

議長（西岡良祐君） 質疑、討論を省略してよろしいですか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（西岡良祐君） 異議なしと認めます。したがって、質疑、討論を省略いたします。

これから、請願第1号、子どもの医療費無料化の制度を中学卒業まで延長を求める請願書の件を採決いたします。この請願に対する委員長の報告は採択です。この請願は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（西岡良祐君） 挙手全員です。したがって、請願第1号、子どもの医療費無料化の制度を中学卒業まで延長を求める請願の件は、委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

---

議長（西岡良祐君） 日程第8、議案第25号、笠置町子ども・子育て会議条例の制定の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 議案第25号、笠置町子ども・子育て会議条例の制定の件について、提案理由を御説明申し上げます。

平成24年8月10日可決、同月22日に公布されました子ども・子育て関連3法のうち、子ども・子育て支援法、平成24年法律第65号第77条の規定に基づき、笠置町子ども・子育て会議を設置するものでございます。

本会議では、主に平成27年度からの新制度への移行に先立ち国が定めます基本指針に基づき、地域の実情を踏まえた、仮称でございますが、笠置町子ども・子育て支援事業計画を策定するに当たり、子育てに携わっておられる幅広い方の御意見をお聞きする。また、子育ての支援に関します施策を総合的かつ計画的な推進に関し調査審議を行う機関として設置するものでございます。施行日は平成25年8月1日でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（西岡良祐君） 議案の説明を求めます。住民課長。

住民課長（東 達廣君） 失礼いたします。議案第25号、笠置町子ども・子育て会議条例の御説明を申し上げます。

内容につきましては、今、町長の提案理由で申し上げましたとおり、子ども・子育て支援法に基づく制定でございます。その77条の第1項に、先ほど申し上げました笠置町子ども・子育て支援事業計画の策定、あるいは27年度から施行されますいろいろな保育事業の制定に伴いまして、それを利用定員の設定等を調査審議する機関として定める組織でございます。

まず、1条に今申し上げました設置の目的なりを書いております。

それから、2条にも、この会議の事務の概要を書いております。77条第1項各号に定めるといふのは、二、三、具体的に申しますと、先ほど言いました笠置町子ども・子育て事業計画の策定、あるいは教育保育施設、これは幼稚園、保育所、認定こども園という新しい言葉が出ておりますが、これの利用定員の設定、あるいは地域型保育事業、これは家庭的小規模事業所内の保育所の利用定員の設定等を審議するということになっております。この会議は、2項で、町長に意見を述べることができる諮問機関ということを定義しております。

それから、3条で組織を規定しております。委員は12人以内をもって組織する。2項で、町長が委嘱任命すると。それから、委員の大きな分野というのを4号決めております。まず、1号で、子供の保護者の方、それから2号で、子ども・子育て支援に関する事業に従事する人の中、それから3号で、子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者、それから4号で、その他町長が必要と認める者ということを規定しています。

4条で、任期、2年でございます。2項で、委員を再任されることができると規定してございます。

それから5条で、会長、副会長、これは通常の規定どおりでございます。

それから6条で、会議の規定をしてございます。それから、6条の4項で、会議は、特に必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、委員もしくは説明を聞き、または委員以外の者に対し資料の提出を求めることができるというふうな規定がございまして。

それから、次のページでございまして、7条で庶務、児童福祉所管課において処理する。

それから、8条で委任、この条例に定めるもののほか会議の組織及び運営に関し必要な事項は町長が別に定めるとなっております。

附則としまして、施行期日、平成25年8月1日、それから2項のほうで、自治法の138条の4第3項に基づく執行機関の附属機関として位置づけるということで、次の文言をつけ加えてございます。特別職の非常勤職員ということで、子ども・子育て会議委員、月額5,500円でございます。以上でございます。

議長（西岡良祐君） これから質疑を行います。質疑につきましては、全ての議案に対し、同一議案について3回までですので、申し添えます。

質疑はありませんか。3番、大倉博君。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

この任期の第4条第2項の件なんですけれども、委員は再任されることができるとありますが、これは再々任とか、一応6年とか8年、10年とか、とどめがないというか、できれば、ただし書きで再々任までとか、任期8年やったら4期ですか、10年やったら5期とか、そういうただし書きで入れてもらえないか。もしこの条例で無理だったら、規則に落として、規則でそういった文言。やはり同じ人が長いことやれば、いい面もあるかもわかりませんが、人がかわれば、やはり新しい感覚で物が見られると思って、だから、この再々任か、なるのかどうかわかりませんが、そういった一応任期を決めていただければありがたいなと思うんですが、その件はいかがですか。

議長（西岡良祐君） 住民課長。

住民課長（東 達廣君） 失礼いたします。ただいまの御質問でございますが、この笠置町子ども・子育て会議の3条2項で組織の委員の範囲とございますが、範疇を規定しております。1項で、先ほど御説明しましたように子供の保護者、これは主にPTAの関係者になろうかと思えます。それから2項では、保育所、それから小中学校、それから教育委員会の関係者の方になろうかと思えます。それから3項では、これはあくまで例で申し上げますので、実態はどうなるか、選任によるわけでございますが、京都府の機関あるいは笠置町の主任児童委員さん等が考えられるのではないかというふうに思っております、委員は、その都度、この会議については固定しないように考えます。その都度、適正に選任していきたいと考えております。以上でございます。

議長（西岡良祐君） 3番、大倉博君。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

それでは、条例では再々任とか決めないということではいかれるということですか。規則でも決めないと。そういうことではいいんですか。

先ほど言いましたように、やはり確かに同じ人がずっと長いことやれば、いい面もあるかもわからないんですが、弊害も出てくる部分があると。だから上限をね、やっぱりそういった条例とか国の法令なんかでもそういうようなものがあると思うんです。決められることがね。だから、そういうことを決めてほしいなと思うんですよ。ほかの条例でも、笠置、どん

なんかちょっと余り見ていないんですけれども、できれば上限を決めていただければ。

例えば子供の保護者といったって、小学校、中学まで想定されているんですか。

議長（西岡良祐君） 総務財政課長。

総務財政課長（田中義信君） ただいまの大倉議員さんの質問で、それぞれ委員さんの任用期間を条例か規則で定めたらどうか、定めたほうが明文化できていいという話だと思います。

ただ、考え方の一つで、確かにそれもあろうかなと思いますけれども、先ほど、子育て会議だけじゃなしに、いろんな分野の設置条例、条例文を見ていただいたらわかるかなと思いますけれども、例えば特別職の報酬審議会は、それは再任ということはありません。ないということは、すなわち同じ人が何回も町長の委嘱もできると。個人情報の審査会の条例も多分ないと思います。普通はそういうのは置かないですよ。置かなくても、例えば任期が2年でも10年5期を務めていただく場合もあります。それは、先ほど子育て支援の関係で申しましたら、担当課長が申しあげましたとおり、それぞれいろんな分野から来ていただいて、一遍にかえるんじやなしに、やっぱり順番にかえたほうが、組織としていい場合もございます。私はできれば逆にその文言を外すというのも一つの方法だと思います。

よって、それは町長の委嘱という部分で、笠置町のいろんな審査会、また審議会も含めて人選を行う上で、やっぱり有識者の方の意見というのは必要だと思いますので、その方が2期なり3期を務めていただく場合もございます。その辺が、することによって逆に目的達成ができない場合もありますので、そういう意味で明文化は今回は考えておりません。以上でございます。

議長（西岡良祐君） 3番、大倉博君。

3番（大倉 博君） 笠置町においては、そういった条例の中には、今まで上限というのは、もう全部がないんですか。ちょっとまだ調べていないんです、私も。ちょっと認識不足で申しわけないけれども、できればこういったこともね、やはり先ほど言いましたように、水がよどめばボウフラが湧くとか、言葉があるように、やはりいい場面とそうでない面が出てくると思うんですよ。弊害も、長いことすればね。だから、その辺のところを入れてもらえたらと思うんですけれども、そういうことでしたら、はい。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 大倉議員の質問にお答えをさせていただきたいと思います。

現在の提案させていただいております子ども・子育て会議の委員につきましては、先ほど課長が説明いたしましたとおり、子供の保護者、これはPTA、あるいは2番目の子ども・

子育て支援に関する事業に従事する者、これは保育所あるいは小学校、教育委員会ぐらいがその者に当たるのではないかなと。それから、3番目の学識経験者でございますが、学識経験者と申しましても、私のような高齢者が当たるべきでは常識上ないのではないかなと。だから、私は、半分以上が充て職のような感じでこの会議に当たるのではないかなと、そんなふうに思います。

やはり常識上考えますと、子育てに関します限りは、その役員は、やはり子供に関するいろんな役職を経験された、あるいは現在お持ちの方が当たられるべきではないかなと、そんなふうに思います。大倉議員のおっしゃるとおり、役職が長いと、いい面もございますが、弊害も出てくる面もございます。そういったことにつきましては、その役員に当たっていただきます人柄なりを検討させていただきながら決めていければいいのではないかなと、私はそんなふうに思います。

以上で、答えになったかどうかわかりませんが、今の私の考えを述べさせていただきます。

議長（西岡良祐君） 5番、瀧口一弥君。

5番（瀧口一弥君） これには対象者の子供の年齢とか学年とか書いていないんですけれども、こういうのは、恐らく子育てだから、ゼロ歳児から始まると思うんですけれども、上の年齢は何歳ぐらいで、また、それが中学校になるのか、小学校になるのか、はたまた高校になるのか。その辺の対象者の年齢がわかったらお教えいただきたいと思います。

議長（西岡良祐君） 住民課長。

住民課長（東 達廣君） 失礼いたします。対象年齢の御質問でございますが、子ども・子育て支援法の中でも特に何歳までという規定はございませんが、支援施策の内容を見ますと、乳幼児、これはゼロ歳から、それから小学校就学前、それから放課後児童クラブの制度の充実も掲げられておまして、当然小学生も対象になってくるんじゃないかなと。中学生については、ちょっとまだ読み込めておりませんが、主にこの方々が対象になると考えております。

議長（西岡良祐君） 7番、杉岡義信君。

7番（杉岡義信君） 7番、杉岡でございます。

この会議については、年に何回という制約を持ってされるのか、1年に1回になるのかということの一つ聞きたいというのと、12名以内をもって組織する、12名以上はこの会議をつくらないということなんですけれども、この最後のほうに、会議の委員については日額5,500円という形でなっているんです。それは、12名以内、全員が参加した場合には、

1人5,500円という形の中で、仮に4回も会議があったときには、そこそこのお金が要るんじゃないかという思いをしているんです。しかしながら、中身についてはいい会議であることは間違いないんですけれども、会議については、年に4回、2回、どれぐらいの計画をされていますか。

議長（西岡良祐君） 住民課長。

住民課長（東 達廣君） 失礼いたします。現段階におきまして、これから事業を行うわけですが、子ども・子育て支援事業計画の策定をするために、25年度は当初予算でアンケート調査、ニーズ調査というのを計上させていただいています。これは10分の10補助ですが、その調査を受けて事業計画を策定する。その策定段階からこの会議の協議を開始したいと思います。25年度におきましては、多くても1回、2回、それから26年度にやはり2回以上、3回程度は考えられるんじゃないかなと。それから、法が施行されます27年度、4月1日に向けて計画を策定するわけですので、26年度中がメインになってくると考えております。以上でございます。

議長（西岡良祐君） ほかに。

（「なし」と言う者あり）

議長（西岡良祐君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西岡良祐君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第25号、笠置町子ども・子育て会議条例の制定の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（西岡良祐君） 挙手全員です。したがって、議案第25号、笠置町子ども・子育て会議条例の制定の件は、原案のとおり可決されました。

---

議長（西岡良祐君） 日程第9、議案第26号、笠置町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 議案第26号、笠置町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定の件について提案理由を御説明申し上げます。

平成24年5月11日に公布されました新型インフルエンザ等対策特別措置法、平成24年法律第31号、施行日は平成25年4月13日、第26条の規定に基づき、笠置町新型インフルエンザ等対策本部に関し、特別措置法で規定されているもののほか必要な事項を定めるものでございます。

なお、参考事項でございますが、現在、今般の中国におけるH7N9鳥インフルエンザは、現段階におきましては人から人への持続的に感染することは確認されておりません。

以上、施行日は公布日でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（西岡良祐君） 議案の説明を求めます。住民課長。

住民課長（東 達廣君） 失礼いたします。議案第26号、笠置町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定の件につきまして御説明申し上げます。

まず、第1条でございますが、先ほど提案理由で御説明申し上げましたとおり、新型インフルエンザ等対策特別措置法で規定されております市町村版の対策本部を設置するという事で、趣旨を規定しております。

それから第2条で、本部長、それから副本部長、それから本部員、それから町の職員等で組織するという事を規定しております。本部長は、特措法の中では町長ということで、必然的に町長になることとなります。それから本部員は、教育長あるいは消防長、消防団長、それから副町長というふうな規定がございます。それから、あと町の職員というふうなもので組織するという事を書いております。

それから第3条で、この会議には、町の職員のほか国の職員、その他町の職員以外の者を会議に出席させることができると書いておりまして、その者の意見を求めることができるというふうに規定してございます。

第4条で、下部組織の規定をしてございます。これは、あくまで対策本部の設置条例の骨子を書いてありますが、具体的には、京都府でいえば京都府が定める行動計画、それから、それに基づきまして市町村が定める行動計画というのを規定する必要がございます。現在、京都府では、その行動計画が、中間案が今策定されている現状でございますが、それが策定され次第、市町村もそれに倣って策定するという作業に取りかかるということでございます。以上でございます。

議長（西岡良祐君） これから質疑を行います。質疑はありますか。4番、西村典夫君。

4番（西村典夫君） 4番、西村です。

今、課長のほうから、行動計画についてもお話ございましたが、その中にも含まれると思

うんですけれども、この対策本部というのは、どういう局面で立ち上げられるのか、そういう指針になるものがあるのかどうか、お聞きします。

議長（西岡良祐君） 住民課長。

住民課長（東 達廣君） 失礼いたします。ただいまの御質問でございますが、先ほど町長の提案理由の中で、現段階では人から人に持続的に感染していないと、感染力も含めまして。それが、WHOが発しますフェーズ2に当たるらしいです。この町村の対策本部ができる過程を本当に概要でございますが申し上げますと、WHOがフェーズ4を宣言、これは簡単な説明で申しわけないですけれども、感染力があつて、人から人への感染が確認されたということで、フェーズ4が宣言される。その段階で国・府の対策本部が設置される。その次の段階に、新型インフルエンザ等緊急事態宣言というのが発せられます。これは国・府の判断によるものらしいですが、全国的かつ急速な蔓延のおそれがあるという判断がされた場合に、そういう宣言がされる。それに基づきまして町の対策本部が設置されるというふうに規定されてございます。以上でございます。

議長（西岡良祐君） 4番、西村典夫君。

4番（西村典夫君） 4番、西村です。

新型が猛威を振ると最大64万人の方が死亡されると推測されております。私は、日常的に弱毒性も含めていろんなシナリオを想定して医療連携など万全な体制をつくり上げておくことがより重要だと考えるのですが、その辺はどうお考えでしょうか。

議長（西岡良祐君） 住民課長。

住民課長（東 達廣君） ただいまの御質問でございますが、条例の説明のときに申しました行動計画の中で、十分吟味すべきであろうと考えております。それから当然、新型インフルエンザもそうですが、条例のところに「等」と書いておりますとおり、新しい感染症も含んだ行動計画になってきますので、その辺を見据えて十分慎重に計画を策定してまいりたいと思います。以上でございます。

議長（西岡良祐君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西岡良祐君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第26号、笠置町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長（西岡良祐君） 挙手全員です。したがって、議案第26号、笠置町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定の件は、原案のとおり可決されました。

これより15分間休憩いたします。

休 憩 午前10時35分

再 開 午前10時50分

議長（西岡良祐君） 休憩前に引き続き再開いたします。

---

議長（西岡良祐君） 日程第10、議案第27号、笠置町高度情報ネットワーク施設の設置に関する条例一部改正の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 議案第27号、笠置町高度情報ネットワーク施設の設置に関する条例一部改正の件について提案理由を御説明申し上げます。

今回の一部改正は、笠置町高度情報ネットワークの地上アナログ受信点施設の撤去に伴い、改正するものでございます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（西岡良祐君） 議案の説明を求めます。企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） 失礼いたします。議案第27号の笠置町高度情報ネットワーク施設の設置に関する条例一部改正の件の御説明を申し上げます。

今回の条例の一部改正につきましては、笠置山にありました高度情報ネットワーク施設の受信点施設、地上アナログでございます。これにつきましては、京都放送、また奈良放送を受信いたしておりましたアンテナ施設でございます。アナログ放送は既に終了しておりますけれども、この施設の設置場所は、畑の一角に設置させていただいておったということで、特に畑ということもありまして、撤去の費用、土地の所有者と御相談させていただく中で撤去した。その施設の撤去に伴います改正となっております。

では、一番最後のページの新旧対照表で御説明をさせていただきます。

第2条の欄の中の位置、その4段目なんですけれども、受信点施設地上アナログ、笠置町大字笠置小字神宮山3番地、これを削除するものでございます。附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、改正条文につきましては25年4月1日から適用となっております。以上でございます。

議長（西岡良祐君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」と言う者あり)

議長(西岡良祐君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長(西岡良祐君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第27号、笠置町高度情報ネットワーク施設の設置に関する条例一部改正の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(西岡良祐君) 挙手全員です。したがって、議案第27号、笠置町高度情報ネットワーク施設の設置に関する条例一部改正の件は、原案のとおり可決されました。

---

議長(西岡良祐君) 日程第11、議案第28号、笠置町国民健康保険税条例一部改正の件を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、松本勇君。

町長(松本 勇君) 議案第28号、笠置町国民健康保険税条例一部改正の件について提案理由を御説明申し上げます。

京都府下市町村国保の府単位一元化に向けての協議につきましては、京都府国民健康保険広域化等支援方針、平成22年12月策定、最終平成25年3月27日改定に基づき、協議が進められているところでございます。大きくは、平成27年度に財政運営の府一元化、平成30年度には国保制度の府一元化を目指しているものでございます。保険税一部負担金の減免規定の現状については、府下市町村間でその基準が異なっており、府単位一元化を見据え、また生活困窮者の医療確保の観点から、標準的な減免基準が示されたところでございます。今回、この標準的な減免基準に基づき、笠置町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。施行日は公布日で、平成25年度以降の年度分の国民健康保険税に適用いたしてまいります。

以上、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長(西岡良祐君) 続きまして、議案の説明を求めます。住民課長。

住民課長(東 達廣君) 失礼いたします。議案第28号、笠置町国民健康保険税条例一部改正の件につきまして御説明申し上げます。

それでは、2ページの新旧対照表により説明いたします。

まず、24条の3でございますが、国民健康保険税の減免を規定してございまして、第1項で、申請主義を明確に規定しております。「その申請によって別に定めるところにより」ということで、文言を追加しております。それから、現行では、災害等の減免という文言だけでございましたが、改正案では、それを細分化して3つの項目に分けているところがございます。まず1番目に、今までございました災害減免について文言を整理してございます。震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他財産について著しい損害を受けた世帯。それから2号で、事業休廃止等減免。事業休廃止、失業、死亡又は傷病により、当年所得見込額が前年所得類に比べて著しく減少し、保険税の納付が困難であると認められる世帯。それから3号で、給付制限減免。刑務所、少年院等に拘禁・収容され、給付制限を受ける期間が2か月を超える被保険者という、3つの項目に細分化させていただいております。それから4号で、旧被扶養者減免というふうなことで、これは以前からございましたので、号の変更と表題の文言をつけ加えさせていただきました。

それから3ページにまいりまして、被扶養者減免の各号でございますが、これも表記上の整理をしております、1号を（ア）号というふうな形で変更しております。それから、2項で、3ページの一番下段でございますが、基本的な申請の方法を定義しております。読みます。前項の申請をする者は、納期限7日前までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、町長に提出しなければならない。ただし、前項第4号の適用については、資格取得届をもって減免申請手続があつたものとみなす。これは、旧被扶養者減免につきましては、もう必然的に適用になるというふうなことでございます。

それから、最後、4ページでございますが、その申請書に記載する項目、1号から3号、氏名、住所、納期限及び国民健康保険税の額、それから減免を受けようとする理由というふうなことを記載する旨規定しております。それから、3項で、この規定に定める外、施行に関し必要な事項は別に規則で定めると規定してございまして、参考資料としてお渡しさせていただいております。その参考資料1が、この条例に関する規則でございまして、今4項目申し上げました中の具体的な手続について規則で定めさせていただいております。

それから、参考資料2でございますが、税ではございませんが、京都府の標準的な減免基準の中には、一部負担金も同様の規定がございまして、その一部負担金の徴収猶予、それから減額・免除というふうなことも規定しておりますので、笠置町におきましては、規則のほうで定めておりますので、その旨も改正することになります。それで、参考資料2として添

付しておりますので、御参照いただければと思います。以上でございます。

議長（西岡良祐君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。4番、西村典夫君。

4番（西村典夫君） 4番、西村です。

生活保護法案についても、今までと違って申請をする義務が講じられました。この件に対しても申請が必要となってくるわけですが、申請制度になって、その権利が狭められるおそれがあるということも指摘をされておるわけです。その対応に当たっては、どうか優柔な親切な対応で臨んでいただきたいと、そのように思うんですけれども、その辺どうですか。

議長（西岡良祐君） 住民課長。

住民課長（東 達廣君） 失礼いたします。申請主義の対応でございますが、もう文言のとおり、申請がなければ、この条例を適用することができませんが、言われているのは多分窓口での対応だと思います。そういう方がおられれば、周知も含めて懇切に対応させて、徹底していきたいと考えております。以上でございます。

議長（西岡良祐君） ほかにありませんか。5番、瀧口一弥君。

5番（瀧口一弥君） 5番、瀧口です。

3ページの第7条についてちょっとお聞きしたいんですけれども、7条の3行目に、減免の理由が消滅した場合は、その理由の消滅の日をもって当該の保険料の減免を取り消すとなっておりますが、これは本人の申告によるものなのか、はたまた役所がお決めになることなんでしょうか、ちょっとお聞きします。

議長（西岡良祐君） 住民課長。

住民課長（東 達廣君） 失礼いたします。

もう一度、第7条というのは……。

5番（瀧口一弥君） 第7条の減免の理由が消滅した場合の、これは本人の申告というものなのか、それともまた役所の……

住民課長（東 達廣君） 規則のほうですか。すみません、資料1のほうですね。申しわけないです。第7条、減免の取消し等ですかね。

虚偽の申請その他不正な行為により保険料の減免を受けたことが判明した場合は、当該保険料の減免を取り消すものとするというという、そのケースを……

5番（瀧口一弥君） 第3行のその理由の消滅の日をもって当該の保険料の減免を取り消すとなっておりますが、これは本人が申告するべきものなのか、それとも役所で調べて減免を取り消すものなのかということで、よろしくお願ひします。

住民課長（東 達廣君） 基本的に、例えば災害減免でございましたら、被災月から12カ月の保険税という期間が限定してございまして、それを過ぎたら自然的に消滅すると。特段の事由がない限り、継続的な申請がない限り、それで消滅する。

それから、事業休廃止等につきましても、これは基本的に1カ月更新なんです。3カ月の単位でもって再調査を凶るというふうな具体的な事務処理がございまして、そのときに、例えば調査のときに所得が判明した場合は、これは減免の規定の中止に、いろんなケースによって違うんですけども、なろうかと思えます。

5番（瀧口一弥君） 役所のほうとして、それで減免の取り消しをするということになっておるみたいですね、今の答弁におかれましては。ですが、所得の大小によって減免の取り消しがあるところを書いておりますけれども、これは前年度の所得において、それを見て減免の取り消しをなすのか、それとも当該年度の所得見込みにおいて減免を取り消すのか。そのほうはどうなっておるのでしょうか。

住民課長（東 達廣君） 事業休廃止等減免につきましては、当然、所得見込みというのを本人が申請されて、それに基づいて、7割減免する、5割減免する、2割減免するというふうな形になってこようかと思えます。前年度の所得に対しては、今言いましたのは応益割といまして世帯割と均等割の部分でございまして、7割、5割、2割。それから、所得につきましては応能割で、所得と資産税の分が減免するわけございまして、それは、対前年度の所得額に資して、例えばもう完全になくなりましたよと、今年度はもう所得ゼロですよ。そういう場合は、ここに規定してありますとおり10分の8の所得割あるいは資産割を減免するというふうな形になってきます。

議長（西岡良祐君） 瀧口議員、ちょっと手を挙げてやってもらえるかな。5番、瀧口一弥君。

5番（瀧口一弥君） 5番、瀧口です。

私がお尋ねしているのは、減免をするのじゃなしに、減免の取り消しの条件をお聞きしているわけです。だから、減免の取り消し、もうあんたあしたからは保険料を払わなあかんよとなったときに、それはどういう基準でなされているのかということをお聞きしているわけです。だから、減免の取り消しについてお聞きしているわけですから、その答弁よろしく。

議長（西岡良祐君） 住民課長。

住民課長（東 達廣君） ただいまの御質問でございまして、取り消しにつきましては、例えば翌年度の確定資料をもって再度検証いたします。部課資料等をもって、そのほかの資料もございまして。以上でございます。

議長（西岡良祐君） よろしいか。

（「はい」と言う者あり）

議長（西岡良祐君） ほかに。

（「なし」と言う者あり）

議長（西岡良祐君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西岡良祐君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第28号、笠置町国民健康保険税条例一部改正の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（西岡良祐君） 挙手全員です。したがって、議案第28号、笠置町国民健康保険税条例一部改正の件は、原案のとおり可決されました。

---

議長（西岡良祐君） 日程第12、議案第29号、笠置町福祉医療費の支給に関する条例一部改正の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 議案第29号、笠置町福祉医療費の支給に関する条例一部改正の件について提案理由を御説明申し上げます。

京都府福祉医療費助成事業費補助金交付要綱、昭和50年京都府告示第294号の一部が改正されたことに伴い、笠置町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正するものでございます。

改正後の条例では、父子家庭の児童及び父親も助成の対象に拡大されます。施行日は公布日で、平成25年8月1日以降の診療分に係る医療費から適用いたします。よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（西岡良祐君） 続きまして、議案の説明を求めます。住民課長。

住民課長（東 達廣君） 議案第29号、笠置町福祉医療費の支給に関する条例一部改正の件につきまして御説明申し上げます。

新旧対照表のほうでございます。

まず、その前に、当初配付しました議案書につきまして、一部記載漏れございまして差し

かえさせていただきますことを訂正しておわび申し上げます。

それでは、説明に移らせていただきます。

提案理由でございましたとおり、今まで母子家庭の児童及びその母親が対象となっておりましたが、府の福祉医療制度の見直しによりまして、父子家庭とその父親も対象にさせていただきますことになりました。

文言としましては、「一人親家庭の親が扶養する満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童及びその親」というふうな定義で規定を変えさせていただいております。

それから、2号の中段、空欄があって、その下でございますが、「その世帯の主たる生計維持者（親又は親と同一の世帯に属する者でその所得が親の所得より多いものをいう。）の所得が福祉医療助成事業費補助金交付要綱に定める基準額を超えないもの」というふうなことで、所得制限が見直されましたので、追記しております。

それから、3号のほうで、2ページの最後でございますが、「前号に準じる者で、特に町長が必要と認めたもの」ということで、これにつきましては、京都府のほうでも施行規則の通知が改定中でございますので、後日、通知があり次第、笠置町におきましても施行規則をそれに合わせて改定を予定しているところでございます。以上でございます。

議長（西岡良祐君） これから質疑を行います。質疑はありますか。2番、向出健君。

2番（向出 健君） 2番、向出です。

今お話にありました所得制限の基準額というのは、具体的にどういった額になりますか。

説明を求めます。

議長（西岡良祐君） 住民課長。

住民課長（東 達廣君） 失礼いたします。今、扶養親族の数で基準額がそれぞれ異なります。

今手持ちで持っている資料につきましては一例でございますので、それでお答えさせていただきたいと思っております。現行では、親子2人世帯の場合の給与収入、これが860万を超える方は対象外ですよという規定でございますが、今回見直しによりまして、親子2人世帯の場合の給与収入は420万を超えれば対象になりませんよというふうなことになりました。以上でございます。

議長（西岡良祐君） ほかにありますか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西岡良祐君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長(西岡良祐君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第29号、笠置町福祉医療費の支給に関する条例一部改正の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(西岡良祐君) 挙手全員です。したがって、議案第29号、笠置町福祉医療費の支給に関する条例一部改正の件は、原案のとおり可決されました。

---

議長(西岡良祐君) 日程第13、議案第30号、笠置町児童医療費の支給に関する条例一部改正の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、松本勇君。

町長(松本 勇君) 議案第30号、笠置町児童医療費の支給に関する条例一部改正の件について提案理由を御説明申し上げます。

児童医療費の公費負担拡充につきましては、平成24年12月議会におきまして、子どもの医療費無料化の制度を中学校卒業まで延長を求める請願書が提出され、総合常任委員会に付託され、その後、審査、審議が実施されてきたところでございます。委員会での御議論を踏まえ、笠置町といたしましても、少子高齢化対策の重要な施策の一つとして位置づけ、笠置町児童医療費の支給に関する条例の一部を改正するものでございます。

改正後の条例では、助成する年齢の範囲を現在の小学校卒業から中学校卒業まで拡充されます。施行期日は公布日で、平成25年9月1日以降の診療分に係る医療費から適用いたします。以上、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長(西岡良祐君) 続きまして、議案の説明を求めます。住民課長。

住民課長(東 達廣君) 議案第30号、笠置町児童医療費の支給に関する条例一部改正の件につきまして御説明申し上げます。

新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

第2条のほうで、対象者の定義をしてございます。現行は、満12歳に達する日以後の最初の3月31日までと規定しておりますが、これを満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者というふうな定義に変えさせていただくものでございます。なお、第3条のほうで、福祉医療費の改正に伴いまして、母子家庭の表現を一人親家庭に文言の整

理をしてございます。以上でございます。

議長（西岡良祐君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西岡良祐君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西岡良祐君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第30号、笠置町児童医療費の支給に関する条例一部改正の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（西岡良祐君） 挙手全員です。したがって、議案第30号、笠置町児童医療費の支給に関する条例一部改正の件は、原案のとおり可決されました。

---

議長（西岡良祐君） 日程第14、議案第31号、平成25年度笠置町一般会計補正予算（第1号）の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 議案第31号、平成25年度笠置町一般会計補正予算（第1号）について提案理由を御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額13億5,910万円に歳入歳出それぞれ2,808万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億8,718万7,000円とするものであります。

今回の補正の主なものは、過疎集落等自立再生対策事業506万円、乳幼児医療費助成35万円、風疹ワクチン接種事業9万円及び加茂笠置組合から配分金1,350万円を南笠置町区に配分等の計上となっております。財源の主なものといたしましては、国府支出金及び繰越金等を充てております。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（西岡良祐君） 続きまして、議案の説明を求めます。総務財政課長。

総務財政課長（田中義信君） それでは、議案第31号、平成25年度笠置町一般会計補正予算（第1号）につきまして御説明申し上げます。

今回の補正額は、先ほど町長が申しあげましたとおり2,808万7,000円で、歳入

歳出の予算の総額が13億8,718万7,000円となるものでございます。

それでは、歳入のほうから御説明申し上げます。

8ページをお願いします。

まず、13款国庫支出金、3項の委託金では、総務費委託金としまして過疎地域等自立活性化推進交付金500万円を計上しております。この事業につきましては、過疎集落等自立再生対策事業で100%の補助率でございます。歳出につきましては、10ページでまた担当課長のほうから御説明させていただきます。

続きまして、14款府支出金、2項府補助金で、1目総務費府補助金としまして電源立地対策補助金の440万円を計上しております。今回の充当事業としまして、現段階では保育所の車両の更新事業及び保育所の人件費を考えております。続きまして、3目の衛生費府補助金につきましては、風疹のワクチン接種補助金としまして4万5,000円を計上しております。全体の事業費の3分の1の計上で、現在、京都府の府議会のほうで提案されているものでございます。続きまして、総務費委託金でございます。教育統計調査委託金としまして1,000円、これは確定した数値を計上しております。次に、繰越金につきましては、財源不足額等の関係で143万8,000円を計上しております。

続きまして、9ページの雑入でございます。

まず、消防団の退職報償で10万7,000円。当初100万円を計上しておりまして、確定が110万7,000円でございますので、差額分の10万7,000円の計上となっております。続いて、加茂笠置組合の配分金としまして1,500万円の計上でございます。続いて、相楽東部広域連合の派遣職員の負担金として、人件費相当分の209万6,000円を計上しております。

それでは、歳出に移らせていただきます。

歳出につきましては、それぞれ担当課長のほうから御説明申し上げます。私のほうにつきましては、総務財政の所管する部分につきまして御説明させていただきますが、人件費につきましては、人事異動及び現況等を精査した中での補正となっておりますので、説明は割愛させていただきます。

まず、10ページの1目の一般管理費で、19節の負担金補助及び交付金1,350万円、これは南部区への加茂笠置組合からの配分金を計上しております。なお、南部区との覚書によりまして、配分金の10%は笠置町への事務費としていただくという覚書がございますので、150万円を一般財源化させていただいております。

続いて、5目の財産管理費でございます。これにつきましては、先ほど電源立地の補助金で申しあげました保育所の車両を更新するものでございます。役務費、備品購入費、公課費、それぞれを計上しております。なお、現在の保育所の所有の車が20年を経過しておりますので、経年劣化により今回計上しております。

続いて、一番下段にあります防災諸費の需要費、消耗品費でございます。これはジェイ・アラートのUPSのバッテリーが劣化しましたので、今回交換させていただくということで計上しております。

続いて、11ページでございます。

同じく防災諸費の役務費及び委託料でございます。それぞれ、電波利用料20万7,000円、防災無線の保守管理等で24万8,000円、また無線局の登録点検業務委託で6万3,000円を計上しております。これは、24年度にデジタル無線の整備に伴いまして中継局、子局に係る経費が当初予算で漏れておりましたので、今回補正をさせていただいた次第でございます。

続きまして、参議院選挙費関係でございます。補正額はゼロでございますけれども、それぞれ節の振りかえをさせていただいております。

続きまして、教育統計調査費につきましては、先ほど歳入で御説明申しあげましたとおり、委託金の確定によりまして役務費で1,000円を計上させていただいております。

続きまして、14ページをお願いします。

消防費の非常備消防費の関係で退職報償金が10万7,000円、これは歳入で御説明させていただいたとおりでございます。記念品で9,000円を計上しております。これは、消防団120年、自治体消防65周年の記念大会への出席に伴いまして、記念章の購入を京都府消防協会相楽支部において決定されましたので、今回補正予算をさせていただいた次第でございます。

次の15ページにつきましては、先ほど雑入のほうでも御説明申しあげましたけれども、嘱託職員の人件費でございます。

なお、16ページ以降につきましては、それぞれ参考資料を添付させていただいておりますので、よろしくをお願いします。

議長（西岡良祐君） 続きまして、企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） 失礼をいたします。企画観光課が所管いたします補正予算について御説明を申し上げます。

まず、10ページのほうをお願いいたします。

総務費、総務管理費、企画費、賃金で、人事異動に伴い、アルバイト賃金として5万8,000円を計上しております。

次に、8節の報償費から13節の委託料までは、過疎集落等自立再生対策事業にかかわるもので、この事業につきましてはソフト事業となっております。計画に当たっては、耕作放棄地の再生・活用、特産品の開発、また6次産業化の視点で、さらには観光振興、定住・交流促進につながる計画づくり、また、それらだけにこだわるのではなく、そういったもの以外のいろんな意見を聞き、住民等の意見による計画づくりを行うものでございます。

それで、町民を初め、学生、町外者、いろんな角度から町の新たな魅力の発見や地域資源の見直しを行う。そして、町なか歩きの実施やシンポジウムの開催をし、いろんな方から御意見をお聞かせ願うといったものの計画づくりで、それに対します経費として、シンポジウムの講師謝金10万円、それと旅費で3万円、需用費でシンポジウム開催時の事務消耗品10万円、またシンポジウム開催用に向けましてのチラシやパンフレット等の印刷製本費で30万円を計上しております。それと、郵送料等で役務費3万円を計上しています。そして、委託料につきましては450万を計上させていただいておりますが、これにつきましては、笠置町の現状を各種データ、また、これまでの活性化計画等から現状の整理・分析を行うとともに、季節のイベントや、また観光資源の整理・分析、そういったものを考えております。また、課題を明確にするために、町民、区、また商店街、各種団体、行政を対象にヒアリング調査の実施、そしてワークショップの開催。このワークショップについては、1回ではなく数回の開催を考えております。それと、報告書の作成といった現状の整理、比較、分析、ヒアリング調査の実施運営、ワークショップの開催、報告書等の作成を委託の内容と考えております。

続きまして、13ページをお願いします。

商工費、商工費、商工振興費、負担金補助及び交付金で、これにつきましては、商工会が事業主体として実施されますプレミアム商品券発行支援事業に対します補助といたしまして20万円を計上させていただいております。プレミアム商品券の発行支援事業につきましては、昨年も実施されておりますが、地域活性化を図るため、商店街が行うプレミアム商品券発行に対し、支援ということで、その発行金額、現在600万円を予定されているところでございますが、その600万円に対しますプレミアム付加費用として1割の60万円、その60万円に対します3分の1の20万円を計上させていただいております。京都府のほうか

らも3分の1の補助があるということでございます。

それから、商工費、商工費、観光費、使用料及び賃借料で、これまで飛鳥路駐車場及びトイレの土地を無償でお借りしておりましたが、今回、土地の所有者との協議により、土地賃借料として13万2,000円を計上させていただいております。それから、負担金補助及び交付金で、観光協会、商工会、そして旅館組合等で実施されます笠置山登山口のアーケードの修繕に対します補助金として28万円を計上させていただいております。

それから、産業振興会館費の賃金で、これにつきましても人事異動に伴いましてアルバイト賃金129万9,000円を減額で計上させていただいております。それと、備品購入費ですが、喫茶のウォータークーラーの購入として9万円を計上させていただいております。このウォータークーラーですが、長年使用している中で、これまで何回か修繕という形で対応してきましたが、修繕もきかず、水も冷えないといった状況となっておりますので、今回計上させていただきました。以上でございます。

議長（西岡良祐君） 続きまして、住民課長。

住民課長（東 達廣君） 失礼いたします。住民課が所管いたします歳出予算につきまして御説明申し上げます。

11ページの下段からお願いいたします。

民生費、社会福祉費、社会福祉総務費、委託料で、障害者福祉サービスシステムの改修15万8,000円を計上しています。本年4月1日から、障害者自立支援法にかわりまして障害者総合支援法が施行されておりまして、町の支給対象に難病が数多く加わりました。それに伴いますシステム改修でございます。それから、その次に国保連合会システム改修5万5,000円、これは児童医療費の拡充に伴う国保連合会のシステムの改修費でございます。

12ページに入りまして、老人福祉施設費の中で、扶助費、乳幼児医療助成。児童医療費拡充分に伴います9月実施分から翌年3月末までの分の35万円を計上しております。委託料で、介護予防給付管理委託、ケアプラン作成。これは、外部に委託しておりますケアプラン作成委託料でございます。

12ページの下段、衛生費、保健衛生費、予防費、委託料で、予防接種9万円を計上しております。風疹の公費助成を実施いたします。京都府の要綱も今現在改定中ございまして、それにあわせて笠置町もあわせて助成すると。自己負担3分の1、町と府で3分の2を見るというふうな助成でございます。歳出として約15名分を見ているところでございます。そ

れから、診療所費の中で、備品購入。歯科診療所のエアコンが、急遽、修理不能的な故障でございまして、新たに備品として買いかえるものでございます。44万4,000円。

住民課としては以上でございます。

議長（西岡良祐君） 続きまして、建設産業課長。

建設産業課長（川西隆次君） 失礼いたします。建設産業課が所管いたします歳出の御説明を申し上げます。

14ページをお願いいたします。

土木費、土木管理費、土木総務費の中の節で7節の賃金93万円、これはアルバイト賃金として計上させていただいております。これは人事異動によるもので、職員1名減になっておりますので、その分をアルバイトで対応するものでございます。以上でございます。

議長（西岡良祐君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。1番、田中良三君。

1番（田中良三君） 1番、田中です。

企画観光課長が、最前、飛鳥路の駐車場の賃借料を土地の所有者と話し合いでと言われましたか。これは、そんな規定とか何年契約とかないんですか。

議長（西岡良祐君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） お答えしたいと思います。

契約はございます。それで5年契約で、申し出等があった場合、その3カ月前でしたかに申し出をするということで、それがなければ自動的にまた同数年契約をするということになっております。そういった中で、今回5年目と申しますか、その期限がきた中で、満了する日より前もって所有者の方からそういった申し出がございましたので、それに対して協議をした中で今回計上させていただきました。

議長（西岡良祐君） 6番、石田春子君。

6番（石田春子君） 石田です。

今の件ですけれども、何年か前に土地は提供するから工事は町できるように決められて、今の駐車場の13万2,000円というのはいつ要望があったんですか。

議長（西岡良祐君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） 最初お話があったのは、もう昨年から、そういった話をもってお聞きをしていました。そして、正式にことしの2月に再度申し出がありました。

議長（西岡良祐君） 6番、石田春子君。

6番（石田春子君） 石田です。

土地は提供するからというて、工事は笠置町がすると。工事もしておりますのに、また賃借料、駐車場の件でというのは、その5年というのも、先方から5年契約とおっしゃっているんですか。どうでしょうね。

議長（西岡良祐君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） 一番最初土地をお借りしたのが平成8年だったと思います。そのときに、もう既に契約等がなされております。その中では、土地賃借料については無償という形で契約されておりました。以上です。

議長（西岡良祐君） 6番、石田春子君。

6番（石田春子君） その件に対しては、もう話し合いがしているんやったら、それで結構です。

そして、ちょっとお聞きしますけれども、プレミアム商品券に対しても、この実績、前にもやったとおっしゃっていますので、その実績に対してちょっと報告願えますか。

議長（西岡良祐君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） お答えしたいと思います。

このプレミアム商品券の事業につきましては、あくまでも商工会の事業ということで、昨年10月から12月ごろでしたかに商品券と引きかえという形で、その引きかえる1月前ですかね、その券を発売されました。そのときも約600万円分を発行されたわけなんですけれども、売れ行きにつきましては、発行するなりほとんどすぐに売れたという実績を聞いております。

議長（西岡良祐君） 6番、石田春子君。

6番（石田春子君） 石田です。

いや、600万のうち補助金300万いただいて、そして今この計上は20万ですけれども、60万の3分の1の20万とおっしゃっているけれども、その売れ行き、そんなに簡単に600万の商品券をさばかれたのかなと思ってお聞きしたんです。それはそれでもう結構です。

議長（西岡良祐君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） 申しわけございません。石田議員のほうから今、補助金600万のうち300万というお話があったかと思うんですけれども、例えば1万円の商品券に対しまして1割の1,000円が付加となります。それで、600万に対しまして1割でしたら60万の付加価値が出ます。その60万に対して、京都府3分の1、そして笠置町

3分の1、そして残りは商工会といますか、そちらのほう自己資金となります。ですから、京都府も笠置町も3分の1の20万ずつという補助金となっております。以上です。

議長（西岡良祐君） はい、6番、石田春子君。

6番（石田春子君） 結構です。

そして、ちょっとまた1点聞きますけれども、備品購入のところで、歯科のエアコンの件ですけれども、このエアコンは診療所だけの分ですか。お聞きします。

議長（西岡良祐君） 住民課長。

住民課長（東 達廣君） 失礼いたします。システムエアコンになっておりますので、診療所内も含んで家屋のほうも影響しております。以上でございます。

議長（西岡良祐君） 6番、石田春子君。

6番（石田春子君） そうしたら、診療所と個人のちょっと比率を教えてくださいませんか。

議長（西岡良祐君） 住民課長。

住民課長（東 達廣君） 建物自体、町の建物でございますので、比率というのは定めておりません。100%町の対応品でございます。以上でございます。

議長（西岡良祐君） 6番、石田春子君。

6番（石田春子君） 石田です。

町の建物に、ちょっと前にも家賃が5万円と聞いておりますわね。それに対しては、5万円ではちょっと安過ぎるのと違うかなと。また考えていただいて、ちょっとでも値上げしていただくようによろしく頼みます。

議長（西岡良祐君） 住民課長。

住民課長（東 達廣君） 失礼いたします。ただいまの御質問でございますが、その当時、公営住宅法にちなんで、近傍近隣の地価等を調査の上、決めさせていただいた価格でございます。またある時点に来ましたら、再度調査して適正価格を決定させていただきたいと思っております。以上でございます。

議長（西岡良祐君） はい、4番、西村典夫君。

4番（西村典夫君） 4番、西村です。

10ページ、企画費の報償費、旅費、需用費、役務費、委託料合わせての506万円計上されていることにお聞きをします。

これは、説明をいただきましたように国からの交付金100%活用されるものですが、この交付金は、再発見づくりプラン委託のためにソフト面だけしか使えない交付金なのか、も

っとハード面も含めた活性化に向けての使い勝手のよい交付金なのか、まずお聞きします。

議長（西岡良祐君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） お答えをいたします。

この事業につきましては、ソフト面が事業対象となっております。以上です。

議長（西岡良祐君） 4番、西村典夫君。

4番（西村典夫君） この事業は、当然、町活性化に向けて取り組まれるものですが、町としては、大前提として第3次総合計画、また21年度、11月から22年、23年と2年半かけて、国の緊急雇用の交付金750万円を使って活性化の企画委託をされて、活性化に向けての企画立案の報告書をいただいております。この事業が終わるに当たって、今後はこれをいかに活用していくか、私たちが試される側に立つと、そこまで答弁をいただいております。今は、この報告書に基づいて、活性化に向けて、こつこつと取り組んでいる状況であると私は判断をするわけですが、なぜよく似た事業をこういう大金を使ってされるのか、どのようにリンクされるのか、この辺をお聞きします。

議長（西岡良祐君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） 失礼をいたします。おっしゃるとおり、これまで計画、総合計画等につきましては、当然計画に基づいて実施、継続をしていくものと考えておりますし、今回、この計画に当たりまして、町の現状なり、そういった計画を各種統計や、また、これまでの計画書も見ながら、今どの部分をどういうふうにリンクさせるのかということ、ちょっと言いにくいんですけども、町の現状を整理したり、分析する中で、そういったこれまでの計画も当然資料として含める中で、今回の計画とうまくリンクをさせていきたい。確かに共通する点が多々あるかと思っておりますので、そういったものをうまくリンクさせていきたいと考えております。以上です。

議長（西岡良祐君） 4番、西村典夫君。

4番（西村典夫君） 4番、西村です。

私は、どんなことも報告書をいただいたら、それをどのように取り組んでいくかが不可欠だと思います。その報告書の中で、大きく分けて、元気プロジェクト、潤いプロジェクト、にぎわいプロジェクトを企画していただいております。企画観光課と連携し、活性化企画事業を検討していくと結んであります。具体的に今こういう事業にどのように取り組んでおられるのか、私はお聞きします。

議長（西岡良祐君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） これまでの計画につきまして、実施、計画をして、一部には自主運営まで持って行って、現在、自主運営で継続して実施してもらっている事業もございませし、また計画の中で外部との連携、また広報面では、いろんなところに、ささいなことかもわかりませんが、町の観光パンフレット等も置かせていただいております。そういったことで、当然そういったことも踏まえて、今後も継続して今やっている事業等もさらに充実させる中で進めていきたいと考えております。以上です。

議長（西岡良祐君） 4番、西村典夫君。

4番（西村典夫君） 活性化に向けては、地道にこつこつやっていたらなければならないわけですよ。計画倒れには絶対ならないように、そのことを強く指摘したいと思います。

この財源の中で、企画していただいたときには年間300万の予算だったと思います。その中には、製本費だとか旅費だとかみんな含めての300万円だったと思うんですけども、今回は、そういう製本費や旅費、そういうことを除いて450万という大きな予算が立てられる。その中身について、どうしてそのような450万の金額なのか、ちょっと詳しく説明をお願いします。

議長（西岡良祐君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） お答えをいたします。

まず、委託料を除く部分につきまして、これにつきましてはシンポジウムの開催や町なか歩きといったものに係りますものを計上させていただいております。その辺につきましても、町主導で若干シンポジウム等は考えておるんですけども、それ以外、委託料につきましては、町の現状の分析や整理等、そして報告書まで、その委託料に含めております。以上です。

議長（西岡良祐君） 4番、西村典夫君。

4番（西村典夫君） 議長、この450万についての内訳の予算の資料ですかね、その提出を私は要望します。議長、取り計らいよろしくをお願いします。

議長（西岡良祐君） 企画観光課長、その予算の算定は出ているんですか。それは発表できますか。

企画観光課長（山本和宏君） まず初めに、基礎データの・整理・分析で70万、シンポジウム開催等で38万、それから先進市視察ということで、類似団体のそういった事業をされているところの視察ということで20万、それからヒアリング調査で78万、それからワークショップ等の開催及び報告書作成で300万、以上が506万になると思います。大まかなところで申しわけなかったんですけども、そういった感じてなっております。

議長（西岡良祐君） これより暫時休憩いたします。

休 憩 午後0時00分

再 開 午後1時40分

議長（西岡良祐君） 休憩前に引き続き再開いたします。

その他。7番、杉岡義信君。

7番（杉岡義信君） 7番、杉岡でございます。

14ページの賃金、これは人事異動で1人アルバイト、これは1人で93万ですか。2人ですか、1人ですか。

議長（西岡良祐君） 建設産業課長。

建設産業課長（川西隆次君） ただいまの御質問でございますけれども、1人分でございます。

1人1年分ということでございます。以上です。

議長（西岡良祐君） 杉岡義信君。

7番（杉岡義信君） 1人分、1人で93万ということで、残業もかなりあるということを知っていますので、正職の方には、余り遅くまで頑張ってもうて、また体を壊したらいかないので、そのところアルバイトでまたフォローしていただいたらと思います。わかりました。

消防をちょっとお聞かせ願いたいんです。消防の11万6,000円ですか、これは消防120年、自治体消防65年の多分式典に出られると思うんです。これは11月25日でしたかね、東京ドームで。相楽支部で行かれると思うんです。笠置町の団員については何名ぐらい参加されるんですか。

議長（西岡良祐君） 総務財政課長。

総務財政課長（田中義信君） 現在のところ、団長以下消防主任入れまして3名から4名、今の段階では3名ぐらいに考えています。

議長（西岡良祐君） 7番、杉岡義信君。

7番（杉岡義信君） もちろん東京のことやから日帰りではないと思うんです。相楽支部においては大体40人ぐらいの計画をされていると思うんですけれども、120年というたら、かなりの……。消防ができてから120年、自治体消防65年、そういうことで、そういう式典に出させていただいて、いろんな経験をするのもいいことだと思うんです。そういうことで、消防団の活性化にかけても、そういうところに参加していただいて、そしてまた、いろんなことを学んでいただけたら結構だと思うんです。

それについて、いろいろと私もこの前の一般質問でちょっと言ったんですけれども、団員

の確保、京都府は女性消防団のあれに補助金を出すとか、消防自動車を買うのに京都府は補助しますよという形の中で、私が言うよりも総務財政課長はわかっていると思うんです。そういうことを大いに活用して、消防団、何か消防自動車を1台欲しいということを聞いていますので、そういうところを大いに活用して、また京都府に申請をしてやってください。終わります。

議長（西岡良祐君） 総務財政課長。

総務財政課長（田中義信君） 今、杉岡議員のほうから、消防にかかわる補助金等について十分活用せいということで話をいただきました。当然、我々にいたしましても、そういうものを十分活用させていただいた中で消防団の活性化にも図っていきたいということで、特に我がまち消防団の補助金というのが団に入るということで、これも本団の中で、こういうものに充てるということで、昨年でしたら防火着かな、いろいろそういう無線等々を本団の中で限度額に合うような形でまた考えていると思います。

また、消防自動車またはポンプ等につきましても、当然そういう交付金を生かした中で当町としても考えていきますので、またその辺は御理解をよろしくお願いします。

議長（西岡良祐君） 3番、大倉博君。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

午前中最後で、途中で尻切れとんぼになった集落の魅力再発見づくり、これ、我々は先ほど委員会を開いていただいて、町長なり課長から説明いただいて、大体のことがみんなわかったと思うんだけど、私も実は、この関係で山本課長にはこと細かく聞きまして、自分でこれ以上にもっと網羅しているつもりなんです。だから、課長、悪いけれども、今テレビあるので、町民の皆さん方にもう一度一から簡単にこういったことを説明してあげてほしいなと思うんですけれども、議長、どうですか、それでよろしいですか。だから、今委員会でもやっていただいたことを、ある程度のことを町民の方にわかるように説明していただければありがたいなと思います。

議長（西岡良祐君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） 失礼いたします。この過疎集落等自立再生対策事業につきましては、あくまでもソフト事業が対象でございます。そして、趣旨といたしまして、過疎地域等の集落において、高齢化の進行等により、空き家や耕作放棄地の増加等の課題が深刻化している。このような過疎集落等において深刻化する問題等に対応するため、町民、また行政、総合的な取り組みを行うことにより、国からの支援がいただけるというふうな事業となって

おります。

そしてまた、これまで活性化計画また総合計画といったものがございりますが、その中でもやはりこの事業で趣旨として掲げられている内容とリンクする部分、共通する部分が多々ございますので、これまでの計画は当然継続して実施を行ってまいります、その事業と共通する部分等についてリンクさせて計画づくりをしていきたいと考えております。以上でございます。

議長（西岡良祐君） 2番、向出健君。

2番（向出 健君） 2番、向出です。

飛鳥路の駐車場の件についてお尋ねいたします。

この駐車場のトイレのくみ取り料金は、これまで土地の所有者の方が負担しているとお聞きしていますが、今後、このくみ取り料金はどうなりますでしょうか。

議長（西岡良祐君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） これまで、以前におきましては、管理料といいますが、そういったものにつきまして、収入からくみ取り券やそういったものを支出していただいておりますが、以前におきましては、かなり車のほうもとまっていたんですけども、ここ最近、車の駐車する利用といいますが、そういったものが激減して、収入がかなり少なくなっています。そういったところで、せんだって所有者さんと協議する中で、年に今まで2回ほどのくみ取りだったそうですけれども、何とか町のほうでくみ取り料は見てもらえないかということで、町のほうで見させていただくということで協議をしました。

議長（西岡良祐君） 2番、向出健君。

2番（向出 健君） 2番、向出です。

この駐車場は、今年度から町がお金を出すということにするということで、この駐車場がいつでも利用ができるようにするなど、その運営をしっかりとしてほしいと思いますけれども、その点いかがでしょうか。

議長（西岡良祐君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） お答えいたしたいと思います。

これから使用をしっかりとということでございますけれども、管理を一応所有者の方にはお願いはするんですけども、そういったことにつきましてお話しさせていただきたいと思っておりますので、これから十分有効に使用できるような形で持っていきたいと思っております。以上です。

議長（西岡良祐君） 2番、向出健君。

2番（向出 健君） 2番、向出です。

予算書12ページの乳幼児医療費助成についてお聞きをいたします。

昨年の12月議会で、子どもの医療費無料化の拡充費用を約210万円と答弁いただいています。さきの委員会では、この費用が100万円ほどを切るということで、9月から実施する場合は70万円ほどとお聞きしていました。ところが、今回の予算では35万円と額が大分減っているんですけども、無料化の費用額がこのように変化した理由は为什么呢か。

議長（西岡良祐君） 住民課長。

住民課長（東 達廣君） 失礼いたします。ただいまの乳幼児医療の拡充に伴う試算の額の変遷についての御質問でございます。

一昨年につきましては、対前年度予算を参考にしています。その間に京都府の拡充がされました。去年の試算では、京都府の拡充が入った増加額を試算しています。今回、京都府の拡充が入った試算で算定しましたら、百何万というふうな額が出てきたと思います。そこで、最終、常任委員会で試算を出したのは、若干試算方法も変えています。今回は1人当たり医療費単価というのを求めて、それから受給者率というのを掛け合わせて求めています。年間予想を60万という予想を立てて、12分の7カ月で35万というふうな数字をはじいているわけでした、その都度その都度対象の年度の額が異なったことによって、この費用が変遷したということで御理解いただければありがたいです。以上でございます。

議長（西岡良祐君） 6番、石田春子君。

6番（石田春子君） 6番です、石田春子です。

1件だけ。8ページの前年度繰越金の件に対してですけども、総額は幾らありますか、ちょっとお聞きします。

議長（西岡良祐君） 総務財政課長。

総務財政課長（田中義信君） 24年度の決算が5月末で打てるような状況で現在仕事をやっておりますけれども、あくまで概算ということでお聞き願いたいんですけども、予想では歳入歳出の差し引き額が5,000万ぐらいになろうかなと思います。それで、その5,000万のうち2分の1を基金へ積み立てるということを勘案すれば、2,500万ぐらいに繰越金になろうかなというぐあいに思います。9月の議会で決算認定を受けさせていただきますので、そのときになったらはっきり数字があると思いますけれども、現状ではそ

ういうことで理解をしていただきたいと思います。

議長（西岡良祐君） 3番、大倉博君。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

先ほどから飛鳥路の駐車場ばかり出ていますけれども、私も飛鳥路の駐車場の関係で、あそこのトイレの関係。観光地の拠点というか、大河原から笠置まで来る間が、一番あそこが拠点のトイレなんです。河原にもトイレはあるんですけども、私もウォーキングとかハイキングの関係であっちこっちへ行くんですけども、ここから例えば月ヶ瀬へ行く大河原から月ヶ瀬口の間にもきれいなトイレができております。それから、奈良から、円成寺から滝坂の道に行く間にも上誓多林のところにもきれいな便所ができております。ここも、たまたま便所をつくっていただいているんですけども、私も笠置の、やはり観光というのは一番トイレが大切なので、汚いかどうかよく見るんですよ。ここが本当に言うて、汚いというか、どこが管理されているのか。これはほんで町営のつくられたトイレなんですか。管理はどこがされておるんですか。

議長（西岡良祐君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） お答えしたいと思います。

トイレに関しましては、これもさっきも言っていましたけれども、平成8年ごろやったと思うんですけども、東海自然歩道の関係で、京都府のほうで建設をされました。そして、現在、維持管理につきましては、土地の所有者の方に維持管理を行っていただいております。以上です。

議長（西岡良祐君） 3番、大倉博君。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

それじゃ、今、土地所有者とおっしゃいましたけれども、所有者の方には、無償というか、土地の借り上げ料込みみたいな形をお願いという形にしているんですか。

議長（西岡良祐君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） 土地の賃借料、借り上げとは別でございます。本来、維持管理していただくのであれば、当然、委託管理料とか、出どころは別にして、町が出したりしなければならぬと思うんですけども、多分駐車利用料をもって維持管理をお願いしているということでございます。以上です。

議長（西岡良祐君） 3番、大倉博君。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

といいますのは、山の上のトイレとか、それから河原にあります、若い子が岩を登るボルタリングですね、あそこでもトイレに行かれるのをよく見るんですよ。それで、あそこで若い子に、きれいですかと言うたら、きれいですよと言うて、ほんで、私もそれからまた見に行ったりするんですけども、あちこちのトイレ、笠置の町内、それはのぞきじゃないけれども、きれいかどうかいうのをよく見に行くんですけども、そういった面でいったら、その扱いのところが一番、大河原から、先ほども言いましたように笠置の間が、ちょうどあそこしかトイレがないわけですね。ほんで、扱いの方に聞くと、時たまやっぱりトイレがわからないので貸してくれと言われると、貸しますということをおっしゃっていたので。

それと、トイレをきれいにしてもらうこともさることながら、やはりここがトイレというか、そういうわかりやすいような表示をやったってほしいなと思うんですよ。恐らくあれは駐車場があるから、駐車場の管理の棟かなという、ちょっと遠いですから、ありますから、その辺のところをもうちょっとしっかりとやってほしいなと思うんです。笠置の観光として、やはりトイレが一番きれいやと言われるように。

それと、もう一点、これはちょっと余談ですけども、いこいの館のゲートボールの横にある簡易トイレ、あれ何とかありませんか。もう撤去するか、新しく。これとは関係ないんですけども、トイレの関係でいうたら、その辺のところを一遍また検討を今後してください。以上です。

議長（西岡良祐君） ほかにないですか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西岡良祐君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西岡良祐君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第31号、平成25年度笠置町一般会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（西岡良祐君） 挙手全員です。したがって、議案第31号、平成25年度笠置町一般会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり可決されました。

---

議長（西岡良祐君） これで本日の会議を閉じます。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

第2日目は6月20日午前9時30分から開会します。通知は省略します。

本日は御苦労さんでした。

散 会 午後2時00分